

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

- ▽**家屋を取り壊したら**
登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。
登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。
- ▽**自動車等を廃車・譲渡したら**
原動機付自転車および小型特殊自動車 ナンバープレート・印かん・標識 交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。
- ▽**自動車等を購入したら**
原動機付自転車および小型特殊自動車 印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。
※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。
- ▽**原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所**
三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所
小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車（126ccから250cc）

愛知県軽自動車協会小牧分室

※車両ごとに異なります。

家屋調査にご協力を

1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、平成29年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただきます。図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

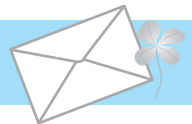
問合せ先 税務課

☎95-1113



高齢者と障がい者の総合相談窓口

大口町地域包括支援センター便り



認知症について

考えてみましょう！

- 「もしも、親や身近な人、あるいは自分自身が認知症になったらどうしよう…」そんな不安を抱いたことはありませんか？
- ▽認知症ってどんな病気なの？
- ▽症状が出たらどうしたらいいの？

▽家族や周囲は、本人にどう接したらいいの？

親や身近な人が認知症になったら、さまざまな問題が起きてきます。

認知症は早期診断・早期治療が大切です。「もしかして？」と思ったら、一人で悩まず専門家に相談しましょう。



相談窓口

気軽に相談できる窓口がありますのでご利用ください。

▽大口町地域包括支援センター

☎94-2227

▽認知症の電話相談

（認知症と家族の会）

☎0120-294-456

▽大口町健康生きがい課

☎94-0051

認知症という病気を理解して、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しましょう。



地域包括支援センターではさまざまな相談に対応していますのでお気軽にご相談ください。

問合せ先

大口町地域包括支援センター

（社会福祉法人おおくち福祉会）

☎94-2227